北狄事畧

和書門 類
一六五六五 號
二一六 函
一 架
二 冊

地理

内閣文庫
番號	和	16565
冊數	11	(1)
函號	185	366

国立公文書館
National Archives of Japan

日本政府圖書

淺草文庫

凡例

一此編諸男ノ記録文通等ヲ輯メタルモノナレハ文辞連續セサル所モアルヘシ

一公儀ヨリノ御渡サレノ書ハ寫シノマヽニ載タレハ相違スルヿ多クアルヘシ

一ヲロシヤト書タル文字我邦ノ萬葉假名ノ如シモトヨリ字義アルヿナシ凡漢土ヽ釋スル所ノ文字

烏路斯亜　俄羅斯亜　魯西亜（并清朝ニ諭條例ニ出タリ）

倭羅斯　倭路斯 清之朝ヲ略　鄂羅斯 西域聞見録

俄羅斯 海国聞見録 之朝ヲ略　池北偶談 大清会典　茶餘客話 経世惟畧

普魯社 海国聞見録

魯西亜 大明九邊全図

右イツレモヲロシーヤトヨムナリ

戊辰銷夏記 一

蔵用老人纂輯

一明和八辛卯年阿州むき浦漂着異国船ゟ差越ス横文字和解

一同年琉球之内大島漂着異国船ゟ差出ス横文字和解

一土佐国漂着異国船之図

一赤人船我邦を廻る事 英夷渡来事

一五大洲畧図 英家上位内リナレリ島ニテ逢タル
赤人ノ図

一土佐漂流ノ記

一ハンヘンコロート漂流記

一天明壬寅年幸太夫魯西亜漂流記

一寛政四年松前志摩守殿ゟ申上し寫

一松平越中守殿御渡候書し寫

戊辰鎖夏記 一

明和八辛卯歳

阿波国日和佐浦漂着異国より差越候横文字和解

長崎御奉行 夏目和泉守様御在勤

新見加賀守様御下向

九月九日

七月十二日

一 御役所ゟ急御用有之候ニ付年寄通詞相揃候処今般
上ヶ船年行司より切紙到来今村源右衛門名村元次郎両人江
之書付御用人ゟ来ル至急御尋之儀者當六月八日大
風ニ付阿波國之内浦ニ而阿蘭陀船之様大船漂着
漂着いたし候由ニ而早速於者役人遣ル候処中々波高ク有之
小船漕寄かたく翌九日漸風も静り候ニ付小船を寄候処
其所之如何風之遣ひ甚難風ニ付おそく候ニ付小艇ニ
乗移リ同十日順風ニ而同所致出帆候ニ付右處書付標文
字写置候ニ付早速江戸表江差上御役人様方御覧

之上御役所ニ而差上候ニ付 阿蘭陀人共ニ為申聞候得共
相分兼候ニ付通詞別横文字ニ而認差上候
但シ右大船日本之廻船ニ有之積ニ而も右積程之船ニ
御座候由乗組人数大凡三七拾人可有之由
同所ニ而承候由御内意ニ付申上候

一

右和解清書御役所より小菊濃紙帳面ニ而認差出
通相認差上申候御序之節御差出可被下候

御渡ニ相成候横文字和解

書翰上書
長崎ニ而阿蘭陀国より差越候頭役人江

異国七月（去七月日本ニて六月下旬ニ当り申候）初旬頃ニ日数四五日之間逆風ニ而漂流仕候処不知
大風之節ニ而何方とも不相分漂流仕候山を
見請候ニ付右船を寄候処数日相掛候得共赤道より北之
方之様ニ相見候ニ付漂流仕候故と見候而右日本之土地と相考
（此赤道とハ東西へ通り候地球之中ニ而…[illegible]）
申候右数日之船中ニ而諸事ニ及渇水四五日之間ハ漂流
ニ而及渇ニ候処難儀仕合ニ付何卒御救之儀
願上候水を乞申請候ニ付右様御国近く船を寄候船
繋仕横文字認書差上申候　御免被成下候様
御国法之事ニ付相成ニ付難有奉存候

荒屋を本中ニ而更ニ一船中水主之者雑候処
御座候
右得御意度如斯御座候
恐惶謹言

右御渡ニ遊ばし候横文字一通差越候ニ付阿蘭陀
文字日本ニ而和解仕候 ... 切ニ去遣仕候雑
[illegible]和解差上申候
以上

卯七月

阿蘭陀通詞年番
今村源右衛門 印

書翰上ハ書
御渡ニ遊ばし候横文字和解

日

今村源右衛門 印

先頃到着阿蘭陀国より差越候頭役人ニ
日本之地ニ而[illegible]致候ニ付御教を以而先達而
申候由ニ付船中入用之品雑用御事ニ付候
支那国之様子を以而彼出帆ニ付[illegible]
(唐支那ハ[illegible])
出帆之上返而御積奉願候一書差上申候
右得御意度如斯御座候
恐惶謹言

右御渡被遊候横文字一読仕候処阿蘭陀文字ニ相
認候ニ付写相添差遣仕得共拙者共ニ而ハ蘭語
文面相分り兼和解仕兼申候以上

卯七月　日

阿蘭陀通詞年番
今村源右衛門　印
名村元次郎　印

此度於御役所御渡被遊候横文字蘭語文面
相分り兼和解仕兼申候趣書面を以申上
何国之船より差出候哉不相知候得共在留阿蘭陀
人江為見候得ハ可申上候様被仰付候ニ付甲比丹へ
見せ吟味仕候処彼是より申上候通一躰阿蘭陀
文字ニ候得共別紙ニ候得ハ句切等相違仕候而難相分
申候ニ付得与相糺候処何國之船と申儀書面ニ而相見へ
不申候哉相知不申候得共文面之様子ハト
イチ國之言語与相見へ申候ニ付此段以書付
申上候以上

付札
此トイチ国と申ハ阿蘭陀本国アムステルダムゟトイチ国ハウ
エントト申所ゟ五拾里余も有之候趣方角ハ北東南ニ相当り候
由阿蘭陀人申之候

卯七月　日

阿蘭陀通詞年番　今村源右衛門
名村元次郎

一　九月九日加賀守様辰上刻御届出
同六ツ時淡路守殿より御用ニ付罷出候処同年番書通
詞并掛り役人中罷出候処今般御預所ニ領海を
先達而土佐国阿波国海ニ異国船漂流右出帆跡ニ流
寄り候品且又土佐国海辺より水ニ浮き候品一箱ニ包有之
漁船ニ拾ひ上ケ候品松平土佐守様松平阿波守様より右之
品差出候ニ付今度加賀守様御預ケ相成候ニ付右之品々阿蘭
陀人ニ申渡差出ニ付持帰り候処右ニ付相改申候又者於出島
阿蘭陀掛り役人共御取調中阿蘭陀人ニ
兼而申立之通被致候差出之品右之通御役所ニ而御
渡相成候処右者先度御書付を以御預ケ相成候ニ付
其通相心得且又御借入被成候由御申ニ

御書付之写

一　毛衣　壱　一　革ノ上履　壱　一　織物上履　壱　一　革沓　壱
右当六月松平阿波守領海異国漂流右出帆

一 漂流之儀ニ付候

一 疇畔ニ相成物ハ 一般ノ相成物ハ

右ハ当六月松平土佐守領浦ヘ異国船通り難逢候

漁船求メ寄り候而謝礼ニ為持候而船ニ投也

候事

右ニ付阿波守土佐守御上ヨリ自分ニ遣シ請取今般

於御前ニ而右ハ阿蘭陀人ニ而ハ有之候帰帆之節右ハ向ニ而

通シ候可仕旨又ハ其後難有成様此方ヘ渡候ニ而相済

様申出候 何連モ阿蘭陀人ニ而相紀可申事

後ノ書付上ヨリ写之

琉球ニ而大清ニ漂着異国船より差出候

横文字之和解

明和八卯九月

一ノ印 二ノ印 横文字之和解

（和書）此二通文面同様ニ而壱ハ阿蘭陀之言葉御国王ニ宛

尤用書二通宛差出申候

二書宛所

ウエーテニ人江

異国の八月上旬ウエーテニ江上陸仕唐人共及飢渇ニ候仕

方無之候ニ付右難渋之和漂流之人並ニ薪菜之類ニ而右無之

仕合ニ御座候処無程遊船参リ右之趣御座候

御出之人情厚キ事恩沢難謝存候

右漂人を尋問ひ候もの

漂人ニ渡ス

ウエーテ人ハ申上候琉球之内大琉之人ニ而

申候右之段申上候

三ノ印 四ノ印 横文字和解

上書宛所

ウエーテニ人江

唐国唐船を指し走り候所異国之七月右ニ遭大風ウ

シテ右ト申所ニ破船難儀ニ付而ハ人恩被切ニ就而申出候

先達而日本江相渡候書状を以御禁制
之漂流之人ニ託シ出島ニ而通事ニ右之様子相尋候処
猶亦風聞承り候ニ付一書を以申述候
右之人々之事御取計偏ニ[illegible]願候

之候

付札

先年差越候書状当地ニ而受取候得共
漂流人之儀ニ付差出候書状[illegible]

五ノ印横文字書付之和解

此一通ハ書付之内ニ入而一通

一 当年七月廿日大風ニ而船中ニ有之者共漂流
シベリヤ東之陸ニ上り安心仕候処エヨロッパ国之者ニ捕ハ
未た御座候故彼等を免し遣候様御取計被下候様奉願候
御免之候ハハ申上候

一 右書面之通難風ニ而漂流致候者共仕合御救之程奉願候
外他事無御座候

一 此外之文面ラテイン言語ニ而日本之事ハ相分り不申候
ゴトイツ語ニ而相分り申候書載仕候ニ付
右之通何卒御取計被下候様
偏ニ奉願候

付札

ヱヲロツパとハ阿蘭陀近辺之一州ニ而四ヶ国ニ
捕ニ相成候ものハ未タ名前も相考候得は ムスコ
ウヒヤ国ノ捕ニ相成候へハ可有之哉ニ候 年
ホノゴトイツ詞ニても相分り兼候得は 旧年を
ラテイン詞ニて一紙ニ而文言二重ニ認有之候
而阿蘭陀人とも読兼候

六ノ印 横文字書状和解

上書 宛
長崎ニ罷在候阿蘭陀甲比丹其外頭役人江

数日之難風ニ遭ひ海上を漂候而日本之地ニ漂流
いたし近辺之者共御世話ニ相成候儀を難有奉存候

不得止事甚相成候而不意一書を以得御意候
我今年カリヨウト船二艘フレカツト壱艘ニ而
ラカルス国ノ命を請要害の為日本国之海辺を
廻り候文一不知集り候而必定候得共来年迄
ハ一ツヘヱノ地甚不近候而此地を入候事も
此等之地ハ毒近く四拾三拾八度ニ測量を致
也随而相成候ニ付而近年クルリイス与申船
築候武具を出候得共ホーゴヱーテレンス与申
卿ハ不得止告知致候得共書を遣し候事

元来ルス国之諸ホ禁シヤル今度之條々ヲ申上候
尤朋友之儀ニ付此段委細ニ日エヲロツパノ人物ニ而
ニ御座候私ニ於テ船ヲ以出帆書簡ヲ認メ候様ニ譯ヲ
告報候

千七百七拾壱年

ユーリイ廿日

ウンニニ於テ

ちんとちうしあうとうもん

風人ら候う

付札
カリヨウト并フレガツト者船之名ニ而御座候ルス国ゟ
申候モムスコウヒヤ国之一名ニ而御座候カムシカツテカゟ
申候ルス国之屬国ニ而御座候
赤道以北四拾壱度三拾八歩測量ヲ皆ニ而申候

船ヲ着相當迄ニ認メ申候ニ付申候
クルリイスと申ハ沖ハ阿蘭陀之總名ニ而右網ゟ申出候
何方ゟ申候哉相知不申候
ホーゴヱーテレンスと申ハ紅毛国領分之人之事ニ而御座候

六ノ印横文字書状之和解

一 若御用之儀可有御座候ハヽ右私かむさかつかへ之通ヲ
　残し置候

一 魯西亜之儀ハ関東之内ニ有之候ニ付横文字ニ而
　長崎之阿蘭陀ゟ申候ニ而御座候

一 魯西亜之儀ハ總而東之方ニかむさかつかと申海島迄之領分ニ而

下ヶ候紙六ノ印退書加ヘ差戻候ニ付て之絵図殘置申候之
被成下候右絵図面之儀何連茂御分り兼申候
右御渡之趣ニ横文字一通リ仕候ニ阿蘭陀文字ニ而
内部ニ御座候切不申書面仕難被分候ニ付紅毛人共ニ
相訊候ニ茂英語文面御分り候ニ茂和解仕兼候ニ付異国人ニ
船之絵図阿蘭陀人共ニ一通リ為仕候処横文字之儀ニ而茂
其外ニて分仕出候ニ船之儀ニ御座候ニ付絵図之儀何国之
若何国之船ニ御座候哉相分り不申候由申上候ニ付此段申上候

卯九月

通詞目附

大小通詞

切紙

此度御渡ニ相成候七通之横文字書付読説仕候所
委く相分り兼申候阿蘭陀人共ニも相尋候所
仕候別紙之通相分り申候尤和解仕兼候ニ付横
文字之儀御割御渡ニ相成候人物并船之絵図阿蘭陀
人共一覧仕候所絵図面之通ニ御座候何国之者と
申儀相知不申候由申聞候右申上通御座候得共此間
御尋ニ相成候毛衣等之義持渡候ニ御座候而茂難成

其節差出候文かひたん阿蘭陀人へ申出候ニ付書付を以
申上候以上

卯九月

目附
大小通詞

右之者かひたん申上候横文字和解

此度琉球表ニ而漂流仕候船より差出候横
文字書七通之内壱通ハ私共之宛申聞ニ横文字文面
差候者ニ而全申上候得共一通文面不束ニ而不相当
候而も難解候得共申候而翻訳書差出申候

之候ん暎咭唎出帆仕候由之右船之儀ニ付差出候
不申候ルス國ニ而申候ても宜敷旨や國之名ニ而暎
咭唎并阿蘭陀抔ニ而別ニ而重之地ニ而者右横
文字名面等阿蘭陀人ニも承り候ニ付かひたん並人ニ而等
ニ申者ニかひたん并阿蘭陀人在居申候者ニ而
無之文面ニ而不束ニ而実情之儀ハ何連之難相分候
右ハ私共帰帆之節ニ海上ニ而心懸ケ暎咭唎表ニ罷越候
之儀ニ而〆横文字認候事之事遣　御礼儀可仕候
依之書付を以申上候

卯九月

通詞目附　印
大小通詞

一傳間凡如此ノ由

一板惣黒ニ之チヤントカヲ掛ケし由

一内ニ横物ケし相入し

ト要ルニカ

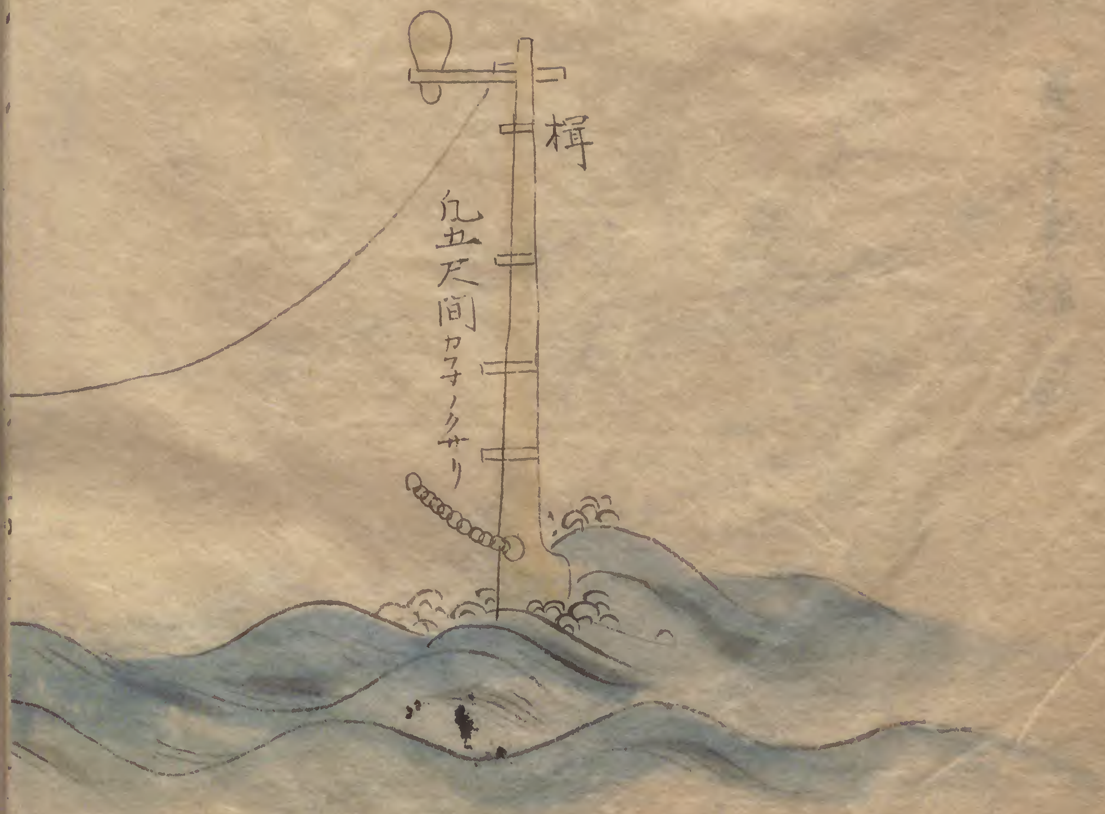

一外ハ腑掛ロ

但シ櫓ハ無御座左右ニ四挺カイニテ御座候

右土州ヨリ写来蛮船ノ図

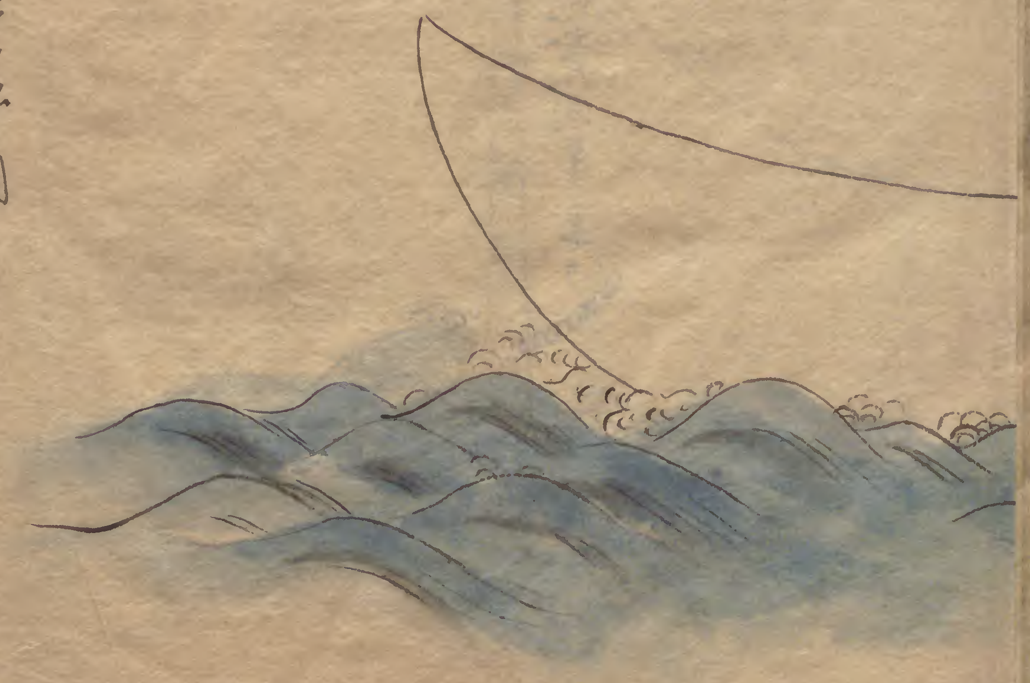

土佐国漂流異国船之図

蛮州ヨロニヤ船之

船ハ惣黒

横筋ハ黒ク高ク足掛ノ様ニ成居申候

船長凡二十尋内外ト相見申候

凡二千石内外モ積可申

乗組凡百人餘モ相見申候

上下ニ居申候

櫓ト申ハ上下ニ住居仕候相見申候

且下ハ不相見ヨシ

船ハ凡八十間ヲ以跟ニ

セニ指所ニカラチセニ相見

申候カラチヤントカヲ

掛候故トクト見エ

不申候

一綱ハ和布物ニテ黒ハ相見不申候

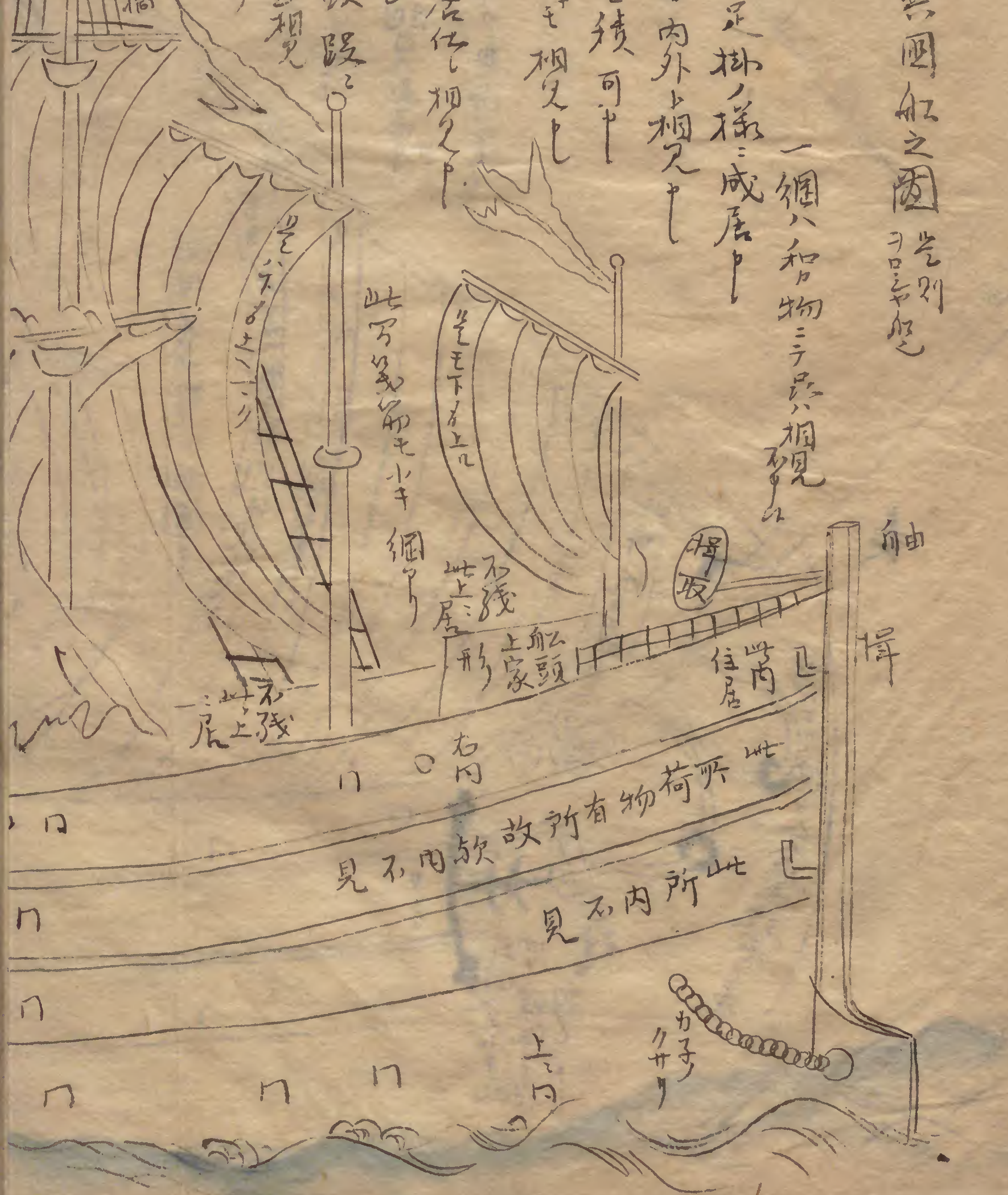

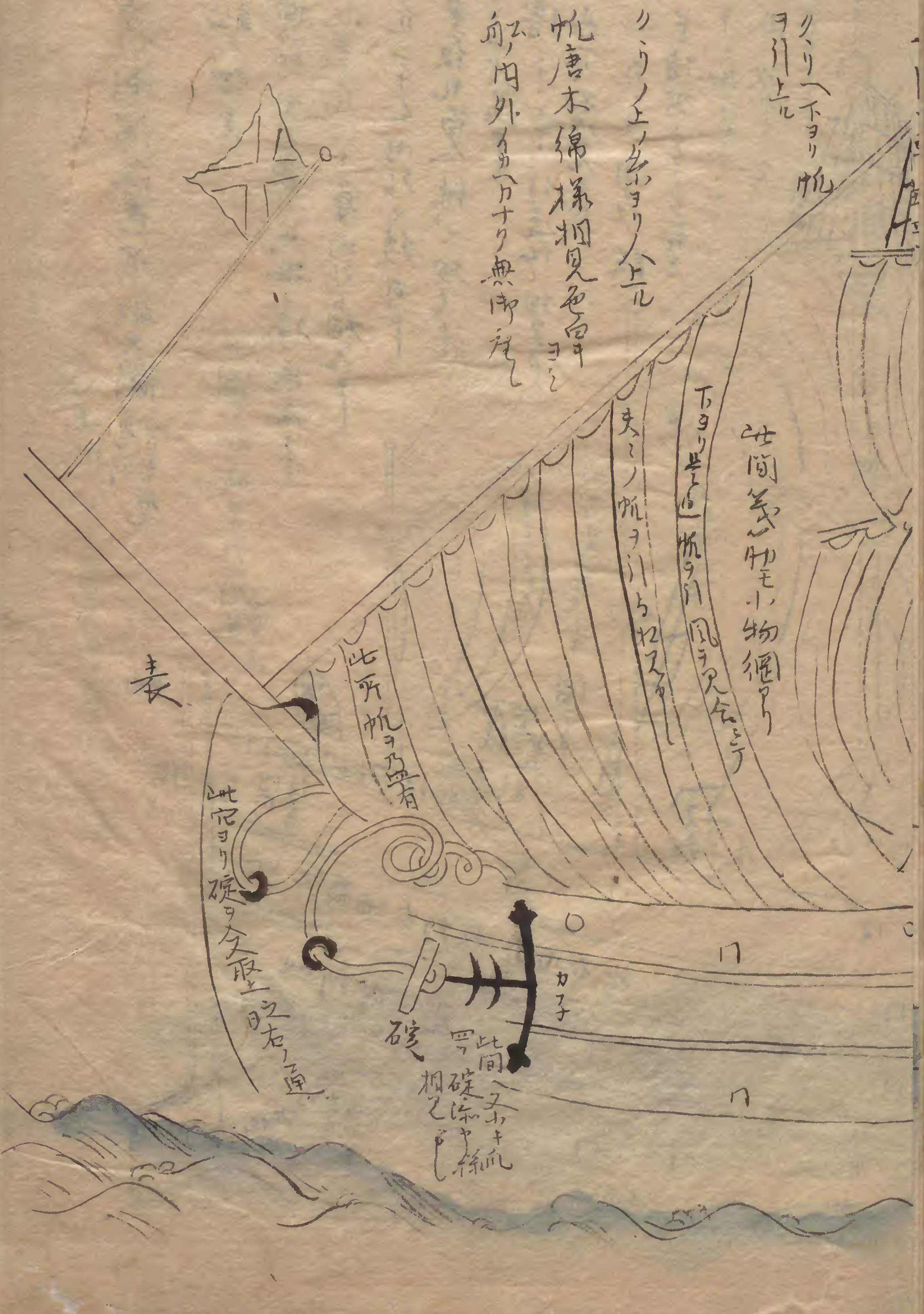

クリヘ下ヨリ帆ヲ引上ル
クリノ上ノ糸ヨリノハ上ル
帆ハ唐木綿様相見色白キ ヨコニ
船ノ内外ヘカナリ無御座候
此間糸物モ小物綱アリ
下ヨリ其上迄帆ヲ引風ヲ見合ニテ
夫ゝノ帆ヲ引ちれスル也
此所帆ヲ巻乃綱有
表
此穴ヨリ碇ヲ入取上リ左右ノ通
碇
カナ子
此間ヘ入ル碇綱ヤ相見へ申候

赤人船我朝へ来る事

カムサツカといふ所は本朝我国の蝦夷地より
赤人国の暦元距算千六百四十三年にコヲラフル
といふもの初て見出したり我朝天明
丙午の年までに百四拾七年なりしか其後カム
サツカ人赤人の国に従属しけるハ我国の享
保年中なりけるか蝦夷地より東海を
セイウヱルヨハンストテレウヱと名付官船の通便
して居業をなしたりけりセベンシエン モヲ レヤウ
の其一の湊をヨホツカといふ我船南部佐井の左
ヱ門漂流しける時はカムサツカとヨホツカ此両
にセレホンスコイ セガアフカといふ所ありけり新に
居業の為に近くの官人アウスといふ者ありし
が赤人の帝都へ送る毛物を積る官船は
セガアフカの泊りにて船かゝりし彼アウス狼藉
に此官船を奪ひ所属の者と湊を開
帆して蝦夷地の志浦を漂流して我朝の東
海にて阿波の国に船掛りしける時阿波の国

此館ころ合 薪水の時懸をかゝはりて天竺れ、
東洋を越て西洋のバテリイといふ国に居
船しけるに 又ちかひて明和八卯年 呂宋船奥州灘
を過る上總の鼻に漂着し 丈か阿波の国
呂宋ろといふ所に漂着す 船中の人く
ハ阿波の太守の恵みを深く蒙り 命令を伺ひ居る
を得れハ此厚恩を報ん為ニて 例年我朝へ
渡来する阿蘭陀船ニトイチといふ国より
書簡を阿つらひ出しける 此船頭長崎へ

呂船して渡書簡を遣しけれハ 則長崎の紅
毛通詞に和解ありて漂流人の始終訳させけれ
しに 船頭名ハ ヘラクツ アラタルハンベンゴロといふ
者なりといふて即アツス 手をセカアフカ 此湊に来りおね
て赤人國の船奪ひし附添人 イツコイロフパセロヲ
つとて二人 皆居けりしかイツコイロフハアウ
スカ横館を太守制其又パセロヲフは帳史國及
日本の東海を通達する支書 或ハ来らく
とて諸々帆を巻 掛け虚空世出しける 其後

を始め居ウルツフ嶋の先シモシリ嶋の沖より乗切り
せしにイツコイロフと云ふ漂民を樺太へ出帆しけ
るイツコイロフは蝦夷人に助けられ松前
に捕へ其跡を許されハ忠心なりとて褒
美を賜ふといへり又ハセヨフハアウスと得て西洋
に帰りて後爲の事なく連れ来人を本国
帝王に出て蝦夷地及日本国の地理方位を知り南海
の諸国海路里程を詳に著しけれハ大量る
して智勇共に英雄なりとて褒美を賜ふと

いへり我船の沖合の国々にては漂流船の相手を以に
漂流すれハ此ハセロヨフといふ者も亦は蝦夷地
及我国の海路地理を探らんと為来るもの也
歟其事何れを為さる人の国に漂流といへ是迄
諸国の縄を下け海底を探りしハ不害なるとも
又只是等アウスの業なるべし其来たる赤人
とも東洋の内の諸嶋蝦夷地及我国の海路地
理測量なしとて乎長崎通詞の訳業
紅毛人ナイチと云ふ合述作して続き書しる地図

の西方をみるに我朝の東南にあたり遠く離れし松前
の五十こといふ境まで続し煙の立つ所をさえぎる
島に比すべきなり　京より使者ヨリ写の

赤人乗船来る事

天明四年辰年七月赤人の船東海谷より出て
松前に来り津軽の瀬戸を西海へ走り出しく
松前より三里程西の江良町村の沖に船かゝり居す
帆柱の大なるの三本帆并数多く吹流して
粧飾目出　船そハ瀬戸といひけれとあまく

常程の振舞も見へず唐船当ハあやしき事なりけれハ
詮ありて訴ふ者もなくあつかる故にて浦を
出帆して西の方へ参り鳴小巻村の沖に船を寄
しけるに時に蝦夷人独船に乗りて彼船に漕付
ければ彼舟へ出て松前より来る故蝦夷人に問ひかく返
寄て見れハ人物異なる風をなしておぼろけなる詞
通せされハ赤人唯さきりに拾く計なり蝦夷
人ハいやしみかにて振舞んとすれとも麦の粉の
ことを持て練りたる餅を好みたる酒を飲み等

の先へ分けて蝦夷船へ残し入れ与へたりといへり
既に此時蝦夷西界の有司近藤重三郎ハ松前より
逗留しけるに清者を遣して様子を見しめしに
又此船出帆して是より西の方を地リウヤ村運上
屋にて此船を見うけしかは西をさして漕ぎ行
けるか其後行方しれずとなん子ハ其録
をもちたるをみるに麦の粉抔と種々穀物を
焼きて魚油をもて黄色にせし抔は沖の気あ
りといへり

右は上陸内説

○此麦粉の油上ケヲパンと云之

五大洲之図

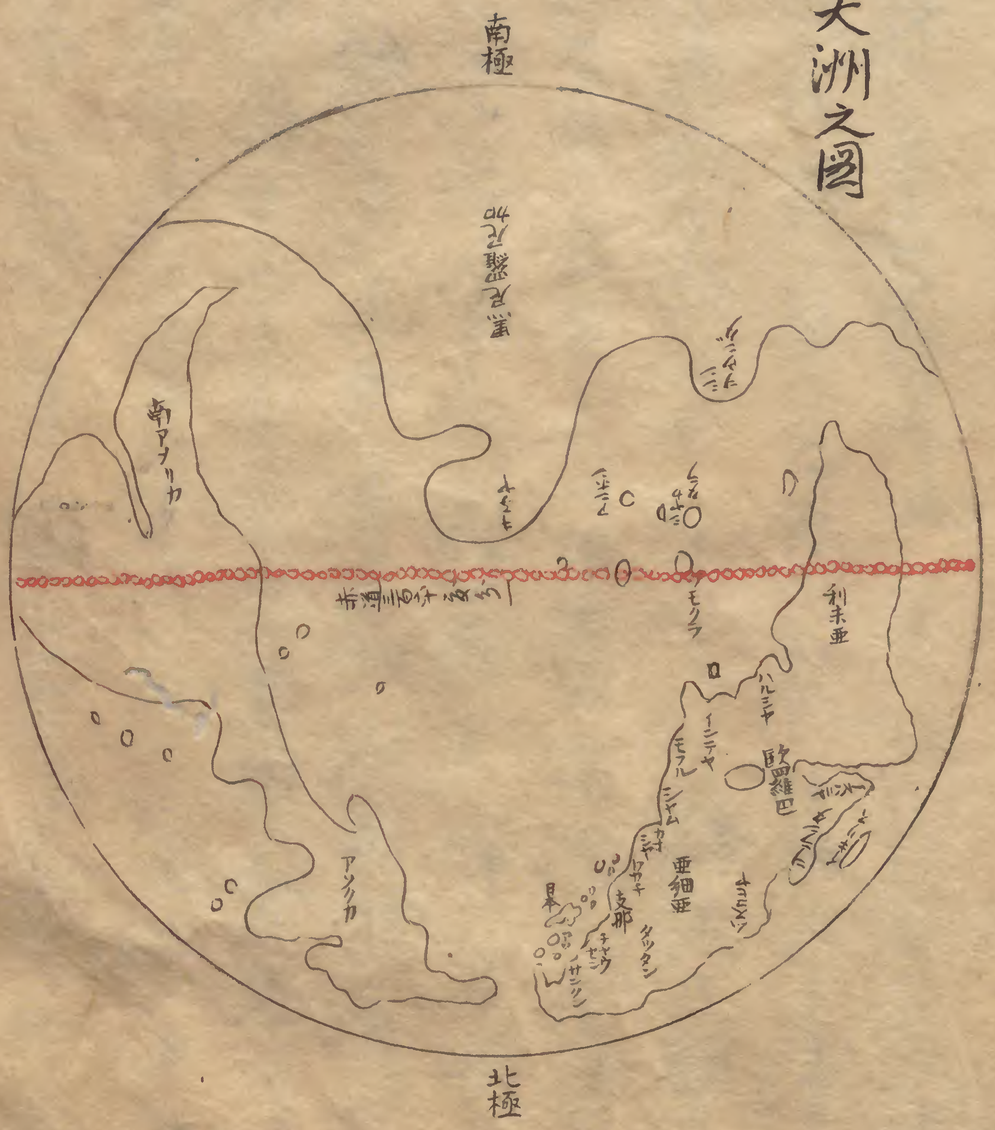

先年四国土佐ノ海边ヘ異国船漂着ス米薪
水等ヲ与ヘテ返セシヿアリ然ルニ安永八亥年長崎
ヘ来ル紅毛人ドイチ国ヨリ書翰ヲ携来テ土佐ノ領
主ヘ贈ル是異国人ノ文通故ヘ江都ニ上表ス其書
皆字ナレハ長崎ノ紅毛(ヲランダ)通詞(ツウジ)ニ令シテ訳セシム乃
解シテ云ハンベンゴロフト云者カムサスカヨリ船ヲ出シ蝦夷日
本ノ東海ヲ経土佐ノ湊ニカヽリ粮米ヲ賜リ唐山イ
ンデヤ南海ヲ経テ本国ヘ帰リシ謝礼ノ書ナリ其故
ヲ委ク尋ルニ魯西亜ニテノ名ハアウストヲ云元来ホソリ

シヤ国ノ士ナルガモスクワニ囚ラレタリ偶令ニタガフヿ
アリテヲホツカトカムサスカトノ間セニホレツコイセウーフカト
云所ニ左遷トナリ居時イツコイロフハセローフト云二人
ノ官人船ニ乗来ルアウス曰我願蝦夷及日本ノ東海
ヲメクリ東洋ニ出テ本国ニ帰ンニ今時ヲ得タリ
容ニ船ヲ出スヘシト強テ狼藉ナルヿヲ以テ責レニイツ
コイロフ大ニ怒ルハセロツフ曰日本ノ東海ヲ廻ルハ幸ニ望ム
処ナリトテ是ニ従テ船ヲ出シ南方ニ針路ヲ求メテ
従ケルニシモシリ島ノ湊ナリ船ヲ繋キ薪水ヲ取ル是

ニテイツコイロフ船ヲ出スヿ不承知ナリ是ニ依テ大ニ打擲
シテ砂濱ニ捨置テ開帆ス其後イカヽナリシヤシラズ
イツコイロフハ蝦夷人ト共ニカムサスカニ帰ルト云アウ
スハフランス国ノハテリーート云所ニ帰ルハセローーハ船師
ヲ辛テ本国ニ帰リ蝦夷及ヒ日本ノ地理南洋ノ
方程ヲ言上セシニ帝大ニ悦ヒ船中三十餘人ニ
皆財物ヲ賜フ又風説ニ先年亜墨利加国
ヲ尋ントテチヨーキテ国ヨリ船ヲ出シ東風順ニ
シテ三十日行タルトモ方程ヲ得ズシテ帰ル此ノ如

キヿ一毎度ニアリ亜墨利加国得ヘカラズトス
然ル所イツコイロフハセローフ二人命ヲ受テ大船ハ艘
ヲ催シ開帆スト聞ヘタリ　以上佐藤鉄蔵松前記
吾邦元文四未年リユス国千七百三十九年ニ
当テスパンベルゲト云船乗始テ此カムシカツトヲ見出ス
此レマデハ無人國ニテ往古ヨリ知レル人無之スパンベルケ
ト云船乗ノ言ニ依テリス國ムスコヒヤヿヨリ生捕ノ者
又ハ罪人盗賊及ヒ不貞ノ女人ナト夥シク此所ヘ
流ス兼テ五七年之饑ヲシノグ用意ヲ與ヘテ耕

作ノ道具一切ノ種々ノ物ナト残ル所ナク持セ遣シ
タルニヨツテ今ハ東方ニ無類ノ上國トナレリ明和八卯
年四国ノ阿波ヘ漂流ノ船ハカムサツカヘ流ナレ
タルハロンベウリツアラアタルハンハゴロートト云者ナルカ彼地ニ
テ船ヲ盗テ逃去ニトシテ漂流ニオヨビシ由阿波
ヨリ長崎ノ蘭人ヘムケテ書ニ通ヲ贈ル文字ハ
横文字ニテ蘭人ノ書ニ近ケレトモ句ナミ分明ナ
ラス蘭人モ會スルヿアタハス但其大體ヲ會メ
言上セリ此カムシカツトカ草創ヨリ僅ニ七八年

ト云天明二年ハリユス回ノチ七百八十六年ニアタル　以上　瓊浦紀聞

天明壬寅年　幸太夫魯西亜漂流記

天明二壬寅年十二月志州鳥羽の湊を出船い
たし順風に帆を巻あけ行心よく遠州灘を
走り行所に俄に大西風吹来り烈しく無て
十六日市の舟とも七八艘破船いたし西搦え
ともも家居とも神あ見え駿河の沖を家行
大山のことき大浪軸ことあか帆掛船をゆるかす
千丈の山を一時にのみつくさんかことく風有

り使て浪の音ハ百千の雷の落るも影甚し
けく楫ハ打かき離れ振廻しもうは此帯
船も危く見えけれハ船中一同ニ艫ニ集り只
惘然としてたかひニ顔を見合せあきれ居り
しか風ハ弥吹添のり十分ニ持添帆もすゝ
まさけちきれ船ハ只傾をまちほれこゝに
将てんし申けるハ嶋小市ハ年来宗旨
生涯印なれハ幸太夫ニ申此所ニ願り
て頭もそり此大の帆柱風ニゆられて今

まも船の行ゑしらんも不定なり行附にも
く切捨たまへとしきりに申しける幸太夫もし
切捨し何れ中ゝあらしき時ハ船の人々一度ニ
水底へ沈むへし何せんと心を悩るといふ
へきも詮方なく爰ニ於てハ神之恵ニ情加
せんといはれきも髻を切捨大神宮へ心願し
言葉ニ声を合せ願くハ天照大神の御慈悲
を受けたまへと上下ゝ小市ハ斧振上て帆柱
の本下か三人斗の如二歩三歩切られハ二

かゝる綻りし大の帆柱輪の方へ倒れて帆と
たる海中に浮きまり船中ハ舊としくと
く二度生きかへらむ心地之まる船ハ鳥の毛の
ことく輝きしれ方之樣只東北の方へ飛
行ける日月に漸風もかはしまり帰りたれ
ども帆もなく柱もなく補に船の余と
すれるのハ樋なりまに手西方不積大
船の樋も皆折ら連之船ハ矢のさけとおりのく
まも人力を尽くしも甘れ只風に任せて東

西南北の國へ行とふるもなく只日を送り
樣をとまりて指を折て日数をかぞふれハ一
月廿の日立く世界の外へ流れ行くと覚え
へて船中なれ方を漸あまり行くのふ船もなし
く只日を過しまりて見れハ山のことき荒
波平れて大魚の浮すれハあれとも空を
飛鳥も浮むかりぬれるこく見只雲霧
立渡りし波濤の音のしてさ雨降りけり
なし皆々叫び嘆き悲しむ心ハ年月を漸すぎぬ不給

余ハ須くまて行れかりなる地道人往く死
こく一流に古稀要之術なれとも書
京もなき事とかくすゝうち卯月下旬に至
皆御出家被申あれハ縁有ハあまたとも雨
ふりきたる水まもりしくさしと以て識に
家事八寸なとをなしてハ是なすくいけるとめて
流く成時ハ一命ふあやうき事れハ海の水
を汲てせめて鉢の水におりとも也せんと
業をたきなれるに一向若くかくして

是又叶ひ難く今ハ古人ニ尋行わさとく
分量をも定め割合日しかけ置く縁之らの求
又一向溜して只々ちりれハ猶おるも皆
も羅人すゝるに至るにまかを望にさへける識
ま流るゝなとのかんむりしてかくれの為
りしる所に魚のもれ居ること止まれ紀
勤もしれハおろかなりし夫ハ家人一命を
なけうち伊勢参宮之利をとも行ひて雨を
かしのれと一心に祈りけれハ初しきやなり蛙

揖傳に曰天慶 大雨車軸を流すごとく
なりければ人々恐ひるかきりなし 丈夫
ども笑をしけるを 悲る聯句 家々にも
二十日にたく続くなくはちりまきて
今日はすれ書 船中の水窓になる
へきとのみ御しけるを 海色たくまく
うちおもひれとはいまき 月の乃ふ竹子山を
峰に之ちる三界はあるとかとも今ゝいよふ
く船の中斗り北安倍めとるり 和歌子ゞんも

まゝ揖七人 限りのちかたし これ 山行ろく
海より月を 送りける 甲斐なりき 給れ
身とをいてとは渡るべき 社にはなく 月のおもひを
朝とおもふ月のかくもくと 見て 今らは吾
けるを おもふ月のうちちらけるそ 一月のうちを
知り海と扨さ出る 成は 我世を しひ人
中比め 風行き 月は 今や 今を 待かと
安倍の名残をしく 浮源 月を加
またなき いへとも いまき 行 夫くは 先に 篇を

扨て識んと古神世之祁禁し纔れに
松原事跡津輕姫君八丈ばかり討し給ふ
○此説を以て支那を定め居りて鬼角
上に行佳人の引出しく見ゆるに浪丸に
も南へ行る南を原へ漂泊するなとしんと皆
何神く思ひ居る内從八ヶ月目大病に
七月十三日船中にて死去る故行きて
来たりし内地方へ水葬いたしけりなれば葬り去る
へしと死がいを捕る時も二三日船中に

兼人其此辺に掛けし佐に其船なく海中
へ投しけるに行地をあなく海草浪に
ゆられく流れ来り扨は左も只ありて地方
行えしとて皆をかりも知をとり之を見いまじきと見え
見つけは我か妹あるつき高蝋小市周をとりし
のくんと掛て上て往還して東方とりて中將
は雲の立組日記とかいふ地に立の佳る雲
つく文行方知らん猶と知けき有る人ある
いろくませよ行さて佛神の加護とそ

此ゆへ吹来るくも中に行形し檣の上より
声をあけ船頭をはしめ何事かありと驚き
向ふ方に行留の嶋の様なる形見えたるにやと
是に子をかゝへて手をかれは難くしと覚えし
ことく檣のうへよりけるより見れはおりうらに嶋
の形見へ侍れは皆々の並ぶなく悦ひ此
風雲をなし佛神の力を以てまやく嶋へ吹
よせぬへと行を流して動ひ給ふが嶋の様子
能々にありくと見へ侍れは皆々悦ひ

再ひ娑婆へ帰りつきして家へ陸へ上らんと
嶋毎を渡へかし我も／＼家らんと喜ひ声を立
小声せいして行ねは人々せく事なくまゝ事を
おもふに斗らく九死一生の喜あまりは尽きす
あたまをとゝめして此破船子櫓是ハ世之な
らん嶋の楽力に知りまた船とも難風に
あひ今更ん気くにあらす行事に静に至
斗見へしに上りもなくないしかりり
右根に天明二寅年多相の湊と出帆し右ひ

此節も大難風なかりし人以他して能く考
ふに此州沖にて志冬難風に舟し以来は軸木
まけてある入られは外の陸へ上るは二度生て帰
事はいはなしとの不持の衣類并新刃なと持つゝ
油桶并に物母に積入る物人あれは能く介抱し心
ざつくに用意して上られても下知をなしける
也我等か父は大病にて之は婦人に流るゝみ
さふくにかきしけ難具様のも不残持運ひ
来る所は後を知し寒けれとも伴のめく

捨しゝ更之頭ゟ破船にりしゝ行まへやん外に有り
相先陸へ上りそこを溜しゝあれは夫より有所をさ尋
んと相より人とも素肉は不知人はしきまへは之
へ尻只たちあくる山路をさ草きゝ之能く見ん
れは人の通ひしとみえて是の跡ありしをたよ
く行られは何やら人無為に尋の跡をあらく
見しれの髪を相とるのことく赤くして見る
処いりも是ひ上々るをまは毛多く生無為に毛生
所は髭のこく眼は丸眼にちゝて鼻は師をた

きたることく背のたかさハ六尺斗なるもの西に
人出来る此者をみて大に驚き走らく
くなそゆかしく縦なく又大勢来り手捕にし鼻の
下に角生ひ唇に角生ひありて牙のことく歯の
八九人あり此者の人を捕まへてハ喰ひけるおそろしく
扨て此婦ハ世にいふ鬼婦なるへし定て家
ことを知喰ふへしまれにもむさと喰出しと合
く頭生のなしと申ていふし作り肉に知るもなし
なく云なく及る悪き此婦の婦女もとは之家よ

か形を顕しかハ皆〻見ける事有之三本の角生
銕の牙ありて箕の歯のことく並ひてそ
清る事しかるに鼻ハうしの鼻つらを当し
うなつとく口をあけて食するものゝ如く
婦女の顔のかきりもなく今蝦夷の婦人
顔に草花なりとの形を入墨あるとそくそう
南蛮東大寺宝世子野毛の房風を称し
うるもの有なる婦女の薙染あり此顔子花子
ともかき行ていいましくのなめなりしし天平

むかしハかくのごとく結ひしや。平民ハ男女ともに
まとへて眉毛を抜りて額に入墨せしとかや
衣服ハ今の蝦夷人に着し候代比手に形容
し今のごとくなりしとなり。さくハ宮永兼
鹿の頃まてハ形ハ當時のごとくなり。書に神代
ハむかしちいさく今の諸人たる絵馬なとを見え
むかしより見えたるごとし。蝦夷なとも沿ハ本朝の
ごとく唐風俗をもなし、凡日本ハ西方より
起りけし也。東北のすゑの国々ハ猶むかしの文

字もなく、また志しぬ年をむかしより見え
形を見えれば、其行の今の蝦夷人の姿ハ日本の
むかしの遺風なり。付録なりしハ文蝦夷地に於て
見てえたりけるの　おもむきを見えて形のごとく
是の羽なとを衣服とせるもの見えたる。抑男も
切りしきものの大鏡ものにも知れんいにしえ
一向にて凡句海にあるかいなるを知るなりけれ
また人渡島ともに社にも神を川に祭れ張く
附けれバ一口の山形を細く穴居せし所をも見れ

又此家の中に連れ病人を婦らんにまさく
思ふには女人にして華の御わりのやさしきおとろへ
て連れたる鶏の肉をと与へられけれはさてまた来
かくあはれなる餌なれとも始てまつ彼方の失ひにて
あつへられけるも一向に食せす飢餓するの来
もあられは鶏肉をまことは思ひ合せ給ふなりしかは
波皆とけるの母様の語り居けるに奴らか兎
過去の世にんとなれたる連ハ雞鳥といふなれはおもへ
やうやう合け地に居てはいはい過去をも斗り

りとし何年けるの言葉をかしあるとは覚へ
ことと申けれはなりとみて覚へ見へき縁なりけれ
はいろいろ之けるに彼夫のけるの衣類を見て
ムチイカと申てかは何となしけるか持出せし
あ彼地に語し去まムチイカくといひ
けれは是ハ何といふとのやと問ふらふ云なれ
ち彼夫に對す彼方は思ひ出てるしてムチ
イカと申けれハ不思議にけるにや何とも言
けるに細いといつれとも取りまか何かうしけムチ

イカしくとたつる 一ゝ出記しかく もろ慕
も迦しける杯ヲ放ける 此地ヲ砂年々年々
応作いつしれ そ乃会ゟハ先んすらしく魚の藻
蓮巫百合の杯 鯢の肉ハ之魚の藻とふハ先魚
をなもの上ヲ多くさ巫 海まをふく
魚のらす巫漑をおつけ其上ニ薪を積むて
火をかく是ハ魚らく蒸焼ヲなりけり 但味
誹しからき もの之 又巫百合の根を取て煖る
うれ貴諸 又ハ此魚の面の如くなりけり

ゆきもの之まして 此魚ハ刃鋳ふつとせい
糀虎ものゝ鯢多うき 土地之さまを見くは
ちはなる日 海魚の出るもなる 鹿て底て梅
なりけれ 赤蝦し 或ハ赤の弓まて 封れなる魚
をみハ華し母の丸口字 や百種の毋をゝの毛
鯢は華むそつき 会せるもの之 此母ヲ去人
ゝ家ゟうき生 しけ魚 なしと 浅き之 鯡鮭鰭
の気多しそゝか 大鮮何し杯 なれとも魚の
取かし多くて見へちく 此頃へ見ゆるゝ 水く

船中ニ而当くらし候ゆへ成る正年病気ニて病死致候
けるか八月九日三五郎同月廿日治郎兵衛十月十三日
安五郎同廿三日作二郎十二月十七日清七同九日
長次郎翌辰九月廿日藤助都合七人相果申候
何れも是迄いつ海中へ候へハ知らぬ所に候ハ何とそ縁を
取て所々へ海上を以しなと渡り候ハけるか斗り
漸此地へ着候とも送る海すへ成かたく
無事此所の命ハ助かり奥新哥未亜ニ移り
ともかくいふ所ムスヒアの下知を受ましく

ハ海も成難き所なれハ兎角かしこ
ムスヒアへもよりなり候之しと存知候ハ
此人魚郎哥未亜より年貢を取郷役人渡り
居られ候此辺ハ米穀なき事あれハ飢
虎の皮なとを取て國之産とするなり
彼役人三年目ニ交代有之別此役人の交代に
は年々七月十日アレウカといふ所へ役人渡り此
同所にて男女相交り候由年斗り奥
東部ハ漂流し此カムサツカニ送られ候

に波斯より来東夷の女を通て夫婦となり今
ハ波斯の唐氏となりて居りけり。韋吉夫木ゟ嶋を
出す其日本の人なれハ忘られかねし物語をせん
と頼て日頃語らひけるに孝吉夫もハ也うら
さ此年を延引しける内波斯男ハ病死せり其
夫人の男子ありて来語る嫁人もなくして流
の人に追し此地へ来るよし汝に本の恩を存
存ちの内語りあけゝる生本日本婦人の商人
を頼しめ内命語る人し存命を聞ゝる事故

商人其方商に頼りて申けれハ下り申し候
ふへしと遣さるし、ひすたへ語る孝吉夫
木ハ程なくカンサツカ、長崎し港に、母を繋
き通商語し唐船へ渡し居港より八重
汁浮るゝを此男子の母方の絶えるを行
此船へ乗○来る頃の生年又ハ遠きのうたて
妻女が物語しさめしくとなきけり、家々の思ひ
うけぬ便りを以て様かしれ、しらく赦和の
至りて波をと渡しける夫に語られ源切に一言を

此歌道ハ善あれハ波留子か親の本国の人
なれハ何とそ此道を出雲ゆけり道に進めて旨
をしへ給ひ調諸猶殺て見ける故先おくまて
深せしかし者もかく此細き事いもんかな
し古猶も古難此にて等しかも伝わかいふかるも
不知の細き子いもん分かりし世のたとへにも
得ハ都とハ古今和し猶寺村と山中にて出達
きめ係不雅に年和ハかりし何猶いつらん
なれハめでたき深き外に歌道あかしまハ此道

之縁よしみある高人なれハ我も家を業ふ
ゆゑなる後世語いらし先達之しき世々に歌
し道心なれハ猶も此道世々に此波留子も
伊細の事名字を御しに此道に何我して道を
まつ家系ハ是我の事続御りし猶家々してハ
身をかくし其故伝事なく古往本国の事思
ひのふかきハ誠の人の家なる事あり
波を和め置くへき事我人連綿あし係
如和見けり此道を進め中天明七年

四月廿六日ゟ晦日迄日月十二日 勘左衛門両月二日
前後都合三人病死以上は則六月十五日カヒ
タンを経て大分三百七拾里を経てチキリと云
処に拾日八月頃チキリを立て海上八百里を
経て同月廿日ホツカといふ所へ着 此所ニ
十二日逗留して大ようり子十二里を経てコウ
ツカといふ所へ着 十一月九日此辺迄て高麗
国境は役所へ 船は拾足を出され夫ゟ朝鮮
本を案内せられ道筋案内して泥深くして

人馬ともに一足も無之 人足并泥へ入川柳多く生
茂りけりて行かたく 枝を折揃 通り申に難く
通路去りき 然るに 根岩なとも然るとも 紙張
ことに西ちかひ申し 雨を泥を志のきに 此所迄
駅馬八疋 敷申に 大分イルコウツカといふ所へ
送り連れる 則 十一月廿二日 此所ゟ千四百八拾里の
陸地之様子 雪深 難儀の事 雪の凍りし
上を船にてとものゝ参て 大きれ乗りは
則もし毎々参来 枝の先々 引と付 片寄

帝尺の方にて なしせハ 向へ寄せハ 帆
のとき 物を 之進風の 詞ハ 石を 舟よ 入体之 いさ
せ自身 押手ハ 多れ 其外ハ 此清 て 帆 結
るれいて 前鎖 て 一句之 此色々 数多一句な
き地にて 法の 書 なしと おゝ 持手 葬 なしと
も文 申さ たらし 南無ハ あまく 六年 えて 一向
なれことの もおく 是も 金毫来ル 出 深く 矣
なるも 無なし 不の 赤ル 姫の 消命 に 及ひ
しれ 語多なく アミレイツカ 皆ても 推 持来

あし草紙の事をせんと 法て 会ひられ なれは見
とれはらく 会席し 雑 混乱 いらし かね 後人
より 桜の木の ころきき 未三人升 に 増き 為と 移
あらて 先達と 後人 会すと 法なき 之と申されし
也又 世あして 会席して きと なる○ なれハ 後人中
されもらハ 此地にては 平らかハ 如何 なれとの 会す
へき ことのみハ なく 人とも 弟子 外 鈍謹 なりてハ
其を 会して 鈍と 是のくる 先上の 法を 売り
細くみて 御る 之 能 也人 しらと 数之 なれハ 如しこ

やう大めとらくいうりし断簇命をつかまつる居は
嘉円といへし呉衛から年数ひ中は無角子葡萄
時将なりと崇をうしく持角かならしころかりと
之すはる世け藤中に嘉やうなくいきましたと
は果中にたいのみを記しく息思ひいうし給
ましく坂思なりとらくく先祖之は新姓若年
りそ門知らしまうくく常かくは喚の由るかは
る椒くしるは御子屋しなるとかりしと其後
に居之は忽ち命絶くきと中に額鍛なかう御

中に知の名なしとは生き姓ひにりのは者申之至て
帝妥崇しき土地なり紀と臨文あうと持り係
常に猜かう明寺を得うしくは全様ゆうし当
にあくもつえ鬼角害をこなくりの六藤命
頭し乃之兔角寄を御して常事を請く一
しもえにすう世路いうし々れ中に会命はまた斗
まれは清き難き成なる世人とりや南錦圓より
錦のもりききまの所奥かくまれは掛て氣宮
まかしそ家子安楽なるのなうれま大きな性

小船ニ入て二三里斗参り候處ゟ進ミ難キ故
して船中ニは粮尽食分進ミ兼候へは甚難儀
帰帆致候冬の内ハ悉ク氷海となり
て候故猟なとも一向相成不申候夏ハ海の氷とけ候ハヽ
猟に船を出し猟を致し猟に出て大の魚獣類
取候猟ハ金子沢山ニ成候相手ハイルコウツ
クへ集りは此所ハ魯西亜国の東北角にて江
月より九月頃迄ハ雪積のちらち雪積り此方
此曇りし空のことく少晴候事稀ニ候

の人持来りし魯西亜国の図の字の様ハ
日本掛りハ此図ニてハ様之有此図へ只
て唐山へ出しは右之様子共ハ此様へハ充
角様悉き申候ハ此所ニて何所の様子
いましを申候此地に出る事さハ請取
地代年貢等取立事出土地の様人口を相成
ます進け候由承り出申は捕候は難候
但細之所知らず候に兼居中て此事て
天明五年巳の正月十六日　天明五年ハ宮[illegible]之

年かねとも彼地にて日本の年号語りし
ゆゑ不知なるに小市并死亡し之此両人九右衛門
とも老病死語りは手続キリロと申もの不幸
交出合いふし咄出新ひのよ聞しは之ハキリロ
申ロハ此亦にては咄出新ひにかふ申し気新号
未西へ連新ひいふしくて早速ホ聚下しいふ然
イルコウツカハムスハの都へ五千八百程三里と申は
遠しく此方之ハ曠之東の国と王國へ来りいふのも
語りふし既に雪深積りて日数をふれは

雪もしく氷はよしとを移して来りよりける
此時別キリロ同伴にて来りし申はキリロと云者
ハアタコと云者の子にて此時は此アタコハ先年
日本漂流人にて日本之語もしるよしの之桂川甫周
中川淳安両人近付なるもの申は深東新ひさし
出しはは種々の紙キリロ大病にて彼地深く湖
翌年秋に成本様翻新ひを出せしにてキリ
ロ事ムスリワにて能事なりける之にて彼新知無
者もなかりしにて光太夫咄出新ひも承人

此ちくしきミて十月九日女主エカテリナへ幸
太夫目みえ此騒ちくれあらは幸太夫ハ女主
の宮中にて厚きの人参をそへおゐくし
は日みへの此者ハ幸太夫執して衣し膝を立
綾の上に高くまをる手㊀振るへハ女主持を立
来りかひ幸太夫に綾の上の手㊀高くまの
肉をなるくえるの詞く御手のふにて郎なれのひ
うるまの語を立ち服御みすのまれは女主の宮
殿ハ本郡の壮麗なる方に七層殿きらまうく

七層さまに立つくち此天井などハ切石をしき結
甚上に法播なるうしかけを飾り後子ハ水精
立いちうるて立体の如く宮を堂をかせる所子楓
虎の皮を細く切て張りし畳此七層の殿まて
西かの立ち此板に張られしの北らに城高城の
石垣肉面の方積く此等をあ動るをる石さく
品で立派に積しとるの殿ハ瑠璃の打つ繪を
高きとしはるの手て西るのまるし結構成るまさ
なり

問

平人の居宅ハ如何なるものにや

答

其元先たちハ右京おいてハあるとき柱なと
も角をとり築地形を築いて下ハ地石をすへ
浦法石の床を井筒のことく堀て組立一方ことに
にて井の底を土にてぬりかためて後切
高中に網の出成筒のやくしうる柱に家の梁
まて窓毎に一面毎るのしれのことくしく

ねすよいふし室むくなりくハ太のゆるひとぬき
又ハ大火宗を消して柱に帰して成りし
別棟ハ煙出しを開けして其下の庭なしとは
云してあるとかく如何と室家まて綾き
つかて坐敷之別を網の間にて客座坐
あるもかへ何人何方枕に窓のやくあけひ
いるなりて往文ハ此方に土窓のやく其すま
まいりし明きなる紙あたれハ格虎の障子く
障四時ハ四周ハ漆して土壁にて塗りまはしく

小人の宅なるとハ土を牛の糞とまぜて家を立
るゆへ也牛の糞ハあかくかくかまわぬ
それ別に漆家なることしハ承ぬ

問

女子の縁ハ扇枝か如何

答

女子の縁ハ古来の縁成に胴枝を胴と称
せしハ以前を離るゝ時年江戸表より
此業治人の此事のよし承りしに一時年女

王ハ崩御のとしとなるとハ南に向て西王となまし
くして後の年齢ホハ古今の紀に以後
通るそ也

問

年号なるとハ何方の紀に始まるか

答

年号ハ始りことし實新来亜の開祖初編
大宛政五子年ゟ千七百九十二年より以後
大のことく帝王分の年数をかぞへ始め安

きまりなく〳〵イタリヤの数ロク一ヶ月
此の閏月の年数を一緒に用ひるゆゑ不足也候

問

一月ハ何方と知りしたるにや

答

一月の日数ハ三十日と三十一日と割合せ閏月
ハ無しに毎日を初月と定め申候
和蘭にてハ各国ニ十二ヶ月ニ當月を正月と之ヶ
ときさらめかしゐるハ

問

文字ハ和蘭文字と何程あるや承りたく
存じ候

答

和蘭文字と申す字ハ其の数ハ少く八数ヶ申候
不残書きたる事文和蘭と魯西亜の文字
と書ヶ所を相用ひ掛けと申ハ其の国の知る所

問

諸ハ其本の名ハ何程有て一年の間の論

一銅銭ハなにほど文目にあたりしぞ

答

銅も二朱判を以てハ四角に掛り候小判

十枚大判壱枚大判壱枚十枚を以て小判

文目以すしは銭文字ハ黄銭にしては開元

くし年数計りて万年銭とて新銭大銭

浚縫したりし

問

人の名ハ何と呼びて取り候

答

人の名ハ兎角家名の上に親の名をつけ男

子ハ太郎一とも申女ハ何とも呼申也たと

へバ親人ハ八兵衛と申子ハ太郎兵衛と申又ハ八兵衛の

太郎兵衛と申也女ハ親の名呼て娘の名ハ

お市と申ハ八兵衛の於市のたとへ申也

問

幸ハ何呼もの　婦ハいかにものいや

答

ちえおしく候此方よりハかし板子整り申候 婦縁之
崇沸今条のことはりのにハ無く 縁組ハ皆整ふ
ての事にて候

問

彼家の婚姻ハ幸之速なりて先年取りかへ
候ハ如何

答

縁の道ハ子にて候得共 縁組前条賀と嫁とをもち之速行
先方の心向を一生速れ縁や承りたるは国之道

夫ゟ縁組ハ 能く望を定め 先大なる金の方
らの見よるのにハ 入を立てく 縁組之恵し 縁
組西南に取申候 賀嫁ハ 不苦の南方に取申候
臭時縁組申さは一生離也 かくし 大方の国
之中 縁組あさむさし 賀と嫁との 不通
彼不家の心りをまさうる くハ幾 此方鬼望
申なり 此ハ先日縁のよしてあれ 候ハ方
角の家に 頼ふよふ 家より 西方るるよの取部
にて申事候之申候

問
葬礼ハ夜陰にする事そ
答
葬礼ハ此方にて親類皆集棺ハ三角
ニいたしたる死人の顔を上させ結く拵せけ
置厚き親類が結亡者の厚さを此方ゟ厚きよく
せ来るを云ふつき合也 厚き親類ゟ此方へ
入魂にいたしたる人集りて各 親のごとく此方
ゟも此方ニて焼香いたし候ごとく皆々あつまる

ハ結構さとしめ計を年忌送りたる之事より
無ニ余墓所へ拵申候人ゟ蝋燭立て置
し持行て葬る也
問
厚きくつきあひハいかにいたしたるや
答
其ハ其人ニ彼國の親類にて何年日入魂の送
別ニ而呼び親のごとくいたしたる親類の様ニ
すること墓参りなども致すゆゑ学者文字

リロの事を承く時御坊ハ法にて念内の右指を
形のごとくいうならキリロの手是十念珠を押ハね
弾指と合せ付 幸吉夫うるむれて香炉以て拝ミ
申しけるに應る様之とて給ふ事有ましきと云
いうなれハ右の吉丈夫の云は図りなしとうれしき事と申
入て釈キリロ申けるハ此方の家内の人たちハ法
やうにとある事説申すとて文法のことく
あやせしまへらしく色々と申ける

問
念仏の文と申ものハ又経文なりとも又申伝
しいうめりのまゝや

答
念仏の文と申ハ仏を念するハ先右の中指し人
さし指と釈指と三本よせ指の先まて唇掬と
右の手きとなめらきとを押ホチホシルイと申て
也人さハ是念仏まてハ先ホフライと申経文
ハ猶右でうしくれハ指ハ口へ入れ刹那誦しまし

紙文ハ殊勝也
ことにすぐれたり

問

平日紙燈ならハ如何様の紙にするや紙ハ和紙
の紙をも漉やうも漉ハ紙に

答

紙燈ハ蝋をもつて紙を漉ハ和紙紙にてハ世
ならハ能ともそれハすきすきてあしくなる 山谷
紙ハウニモと申ものにて漉申也

問

男女髪置ハいつ頃の法ぞ

答

髪置ハ男女七日目に法を定めしと云 男ハ髪をきりて
なる故法を七日にしてきよく 夫故それ法く
みる法なれ共続のときおとめし女子入れ髪
なる髪をきりて是にけハ来りて結ひて佛の螺髪
のごとく七ヶ程立ハ又女のごとくのひるれ七日
くらい法に云女の髪ハ前にていはれしけ
前夜よりきりて紙にて包置て後にちまみて

て結はせまいらせ粉を婦人のつけ候ものにこれ
あり或ハうつくしきものゝ名なり

問

然ハ髪ハ女男ともに候髪なしといふ哉

答

髪ハ女の中されハ髪ハ男の中にハ別髪なり
不残いふ也　但髪を申にハ

問

壺女の名ハこれあり候哉

答

婚のハ結ふ大将唐画の婦人のこときをさして
いふてその髪を西へいふ袖の下に深く容
まるくいふて嫁娶の髪風なしと云入のハ
次第に皇后をさしてかりあハかもハ体しにそら
容ハうらと異子入居ともかりける時ハ双更ハ別して
体髪いふにハ若きあるを女をむすび人ハ其料とし
て食具　百色出しにて

問

客振舞のかゝりハいかゞ候哉

答

それハ新宗和流なとに勤るハいかにも九條

先客前にて付候て中よりハ紅葉の如き

大なるものをむしにて肴の前子並て定置

方か四ツを段にて持出太成扇なとを丸焼子

して姉さ沙なしまをうけむし焼子いたし

火鉢に入置候扱させ為ゝして客の前へ持出

ニ置ゑひてよき程に切大し四ツ盛く

其人にて門中よりハ客もおゝき合て さしあと

持出候精ニちいさく切て焼く中よりハ猪

汁にしてハ又四ツを門替鶉羊なとをいろく

鈍そいたしてハ兎角何にても九つを客の前

へ出しハ酒ハ多にて取りよる滴もて風味を

振まゐらしく出申

問

牛なとを料理いたしてハいかゞ候哉

答

是ハ先年を川制りく白子まて鼻のあたりを
きりたるきハ之ハ熱気ちかくと聴ひしゆ
死すれハ胴の方を切あけ肺を請て血ぬ
らせれハ元四五年斗ニたりえハ出申候ハまたう
脂とさき獨病をさえの邪おもの子てうき
出ル脂しと料理いたしハ様子ゟ膿ゟく血な
と一滴もこほ連はるのハなく候

問

多鵜ハいかやうに字て取ふしまりの多き候て

申候

答

取気とらのも所申しへとも鵜ハきめし取気多鵜
ニ見え申候台とえの旅ニみえ候ハかき鶉野雉
なとらてハ是亦大なともニ此類みきめし野子る
ニなくハ熊ハ多めく所く疵ゟ申候鷹歴ニ多めく
所申候ハ露毒行き候て鵜ゟ致申候出来申候
下地なきものニ御座候

問

竹木の肥ハ何を用ひて然るへし

答

先文此方ゝ様制影のたくこと竹に至く
より子守りたりく有しも皆此外にてハ
松杉其外雑木ハ多のく用ひ桜ハ有しにハ
荒ハ用ひ付て肥中にハ様子家ゝ事を嫌ゝ梅木ハ無とに

問

草木ハ何を用ひ然へし

答

其そ以八さのし影りにとハ春の中にハ冬中に
家出たりる所晴国ゝ生ふにハ葉ハたりしにハ芭
蕉葡なとハ無り付にハ青を御ハ水二年め二
実のりにハ当年ありてまき蒔て翌年ハ
日に対中にハ主成に此事に二坪ほとに内に一坪
なりとハ秋冬中にハ葯ほとに東に真に極く来
ともに中にハ押文人の糞と畑ぬのこへに請
こへのハ不浄之とて一向用ひ中にハ牛馬の糞
そ用ひ中にハ人の糞ハ稲中に若川なとく

拵やはなけり

問

葉ちのいかゞ

答

和子柿なとハ天晴とは それハ天南をさすとは

問

台笠の縁よ夕バコをけむり円形る人とはいかに

されはよし暇あるはいとしきもの

答

是ハ下示なりとや なからしく出く空周の人

勝字なく出てろうく口さし 手せるなとハ

なりき 此ハ筆を丸め 鼻の穴へさし出しなとは

是もて此家ふしはへし 勝手へてハ 大形の

ものハ有様なしは

問

無銀を何ゝ見るは大くやれは

答

今く大根そるゝ名しは 無る手足の指の如くる

しかる時ハ人気似たるとて一切結之事に
たのむことなれバ
問
雷ハいかゞ申すや
答
雷電なりて風雨にて稲を助て落るなれバなり
まるハ一向無之候
問
今辨土地の様子ハ如何にや

答
此所ハ西国なれバなりしハ赤土黒砂山石川あり
日様子出候
問
茸類ハいかゞ申すや
答
松茸ハ風情ふかく 二ツ分ハ川の岸ニ生候
椎茸 初茸 等種々多く有之候
問

白えんの緞子唐羅國の織方な法なりしと云ハ
今一疋毎度来りぬ
答
是ハ羊毛ハ兎糸の毛を求めて河水ニさらし
干し此方の綿と織しく干しあハ白えんの紀
又晴天四時ニかへし晝夜ぬ

問
小児かしこいいろしてそれそれ候
答

是又此方ニ雲ゟのなくは陵か家を能まち
帰京又何しるのまそれ此方の娘らのとなり
をのまゝ入て天井より錦り下けきなりき
人ハ下か流き人ハふうくしかれ也之寝の
中ハ我をあふせ候ハ白えんの錦のなくは作ル

問
彼國の主もふハ大よ雲ゟそまつのまた有ん
答
是ハ一疋にてハ中々にしかつくは叢斯

右之趣申付候ニ付申上候以上 御名
此段ニ而申達候 右寄書一の巻ニ記有

寛政四子年十月 松本吉庵写
此儀御用書之内ニ写

一此度東蝦夷キイタツ領の内子ムロと申所之人足取り
此船家来方之中程船ハ紀州 白城米積船ニ而
伊勢白子村船主彦兵衛船 神昌丸 船頭幸太夫 并
紀州上乗作次郎 并右乗組之人数合十七人 乗居候

寅年十二月駿河沖ニて檣を痛め漂流
翌卯年七月アミシツカと申外国一島へ漂着伊勢城下
魯西亜国と申所へ着岸 八月十日神昌丸家人ヲ
船頭幸太夫 猶小市 右之者魯西亜
国之船ニ乗 帆之中乗合 役人アタムラク
スマン 船頭ワシイロツシヨウ 通詞トヘロコウ
水主シヤハリスン 商人 水主三拾弐人乗合
此船者人来船ハ五百石積程ニ而拾人乗
漂流之者送り来ル 列九月廿日キイタツ

ツ船ゟ子ム口へ着仕候、勢州若松村太神
昌丸船頭幸太夫ニ付去ル寅十二月ニ浦賀
御番所ニ而切手申請、今ニ不相付候船又漂ひ
人数拾七人魯西亜新領之内江漂着、拾壱人病死
御座候而御糺候人共病死仕候由、幸太夫申出
魯国人通辞申上候ハ、魯西亜ゟ申付候ハ日本江戸
表江右之人々為送届、亜子去ト申者持参書
状并献上物持参仕候由、右之者江戸表江罷登
り候由申ニ付、先年之御制禁之趣相達、魯人ニ

右状受取候旨別ニ而御申上候而魯国ニ而相達
魯西亜ハ猶以御国之儀ハ以之外ニ相心得候而者可有
之次第ニ候得ハ猥ニ不来書し候様可申
申付候以上

子十二月

松前志摩守判

松平和泉守殿

松平越中守殿江御届書之写

魯西亜船漂流人送来方之儀ニ付見合相違

趣頭内ハ分編　諸役之者共番中合不参者有之
并定以之事ニ而相勤ハ、支綱ヲ除ハくと存候
支配ヲ武兵衛ニ而手配以之事ニ而其数人数ニ而
大目有之ニ以て　一統の人数方諸役中ニ今世ニ
趣ニ番外ニ而見出之候、尤不時ニ役人
御用ニ而手配ニ而相ニ見合世候様ニ可
有之右相ニ而可遣人数見ニ而手配候人
相子共見請相ニ而候、但し前ニ而支配
之儀ニ中ニ而相違之場所ニ而候ハ前ニ合ニ而

斗之賃等先差支無之以後ニ申付候、此趣申
遣候ニ而右之通海辺領分ニも右ニ而可致候
處ニ付支無之

十一月

十月四日御留守居大目付ニ東京伊勢守殿ニ而御渡
出し方主税頭御用人土屋主税殿ニ而松平
伊豆守殿ニ而ニ而御通達ニ任ニ而
尤以諸ニ候ニ付此状ニ而ニ而ニ而以書

さりて存し無之申候
一諸家ニて前〻ゟ相傳ル武術武法等其外
ニ書出候事可有之筆ニ而も家中ニ
内武藝様子稽古仕候者共文書出候並
其外ニ而候所持申候而拙者相傳承り度
ニ候方ニても調練候ニ候得者へハ以後書出
し置ハ御稽古相伝世話ニ致し置ハ之と
ハ大炮又ハ騎射或ハ剣術調練ニ而操
方大業なとの事其家柄ニ而或ハ剣術調練等有之

他方ニ而前〻傳來いたし来り候事

御本丸西丸ニ而同所中之口ニ書院等
魯西亜人漂流として長崎迄送越ニ付
追〻江戸表ゟ御掛合ニ相成候迄差留置
帆不致候ニ付去年ゟ当年ニ至り帰帆致候
候ニ付同所ニ而相かへし候由丁寧ニいたし酒食被
相成候由ニ付相謝候而ハアツケト
下渡候由帳来人相渡し候由手紙差遣候

右者前本淡路させ可申候以上

御本丸御目付　村上大学殿

西丸御目付　荒川三左衛門殿

南部御内殿

津輕御内殿

松前志摩守殿より御書　右者紀州御留

守居へ御属し紀州ゟ松坂へ御役所へも松坂ゟ

白子村船頭吉兵衛へ御渡ニ成候ニ付　若松親

抑又之中納言時ニ寛政四年十月廿日御祓之

漂流し是等ニ相尋ね元ハ紀州白子浦ニ而船を離し

上をおゝと得き候る二ヶ国ニ而此所ニ而

漂着しおろしや国ニ而暮候処ニて此ヶ年

に西洋新蔵ちゝハ其者之領之命を助かり候

事ニ候漂流之者とも古今の書ニ有之事稀

しかる有之様之又其事ニて知る得之の

者とも之記を書ニ而の読き之人の漂流始末

のかゝりみ又私しく候て候を読きを紙

ことゝ見えて如て當代まて残して給へるなり漂
流せしか今年迄拾ヶ年を經ぬれとも路
河の沖にて難風にあひ彼勝手に知らすより
せりし未年一年八ヶ月にしてやうやく歸りしか
庵子ハ彼國にて此處に歸りて船主なる
之今又返還龜屋の建江戸四向之村
の善六と彼名を彼しても一周にて年月之
て今年ハ十一年の正月又程なく此年ハ
居ニ其人を用ゐるの長者彼地の知らせなされハ

當年捨て取返村役人か亀山領之人子遠路
にあれハ紀州のかのまゝなかりしきや又亀山
にゐまゝにまかりけや他彼の事にて難斗との
咄のこ為土月下旬村之大半之川二方に
者人ハ十一万石の領我として奥州へ下向し
北方ハ此極にて中國なんハ家来?
大黒屋傳来し難く方嫌く彼の是を路
旦けさせ御追放あつく聖寛政五丑年六
月に北方の城下にて漂流人送り来る其

国人と行違ふて東西同しの此方岸辺迄
押送の壮観之せんめ相並 志摩守殿御申付人
ていつまゐ ちかやうまうして列を正し揃へ
家々の紋の幕を張御まゐ 鞍鞠の上手様子を
役人の床几ハ床机子挟を掛てかへちて居
し璘にいさまうきより所々浦々に津軽出羽
守殿家中 二手に幕を張来りハ猩々緋子鉄
縄技添て持人より主役人多人 兵を侍
二人列を傍ひ るの お供のとし 向ふの方こそ参

宗の上に 所筋の御役人 村上大学殿 荒川
六左衛門殿 紫の幕を張候し 縦横とし の濯を
並し金銀のざいを以て あまりを輝しく
床机に掛るは末々の役人士卒にいたるまで
古人斗り川迄 濯甲を着し猩々緋の鉄砲
蝋燭に纏に続くよりもまた平の御代にハ帝代
珍しき事也 梅無垂者の行列ハ六尺ハ上
使とて人物の者共に役人斗り人となりて献
上物の宰持ち人 次に 書翰持ち人 あり川は

是男之義常住之律ニ不思議の見趣

国立公文書館
National Archives of Japan